

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する  
省令等の一部を改正する省令案について

1. 概要

本省令は、

- ・ 第 196 回通常国会において、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度を創設する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 41 号。以下「改正法」という。）が成立したところ、改正法の一部の施行（平成 31 年 4 月 1 日）に伴い関係省令を改正するもの
- ・ 平成 30 年 9 月に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」並びに「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」が改訂等されたことにより、独立行政法人通則法が主務省令に委任している事項について改正するもの

本省令において改正する省令は以下の(1)～(3)のとおり。(独立行政法人会計基準等の改正に伴う改正は(1)の省令のみ。)

- (1) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号）
- (2) 総務省組織規則（平成 13 年総務省令第 1 号）
- (3) 公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令（平成 19 年総務省令第 113 号）

2. 主な改正内容

(1) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部改正（第 1 条関係）

ア 機構省令の題名及び機構の名称等の改正

改正法において、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）の名称が平成 31 年 4 月 1 日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に変更されることに伴い、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（以下「機構省令」という。）の題名を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令」に変更するとともに、機構省令中において引用されている機構の名称等を改正するもの。(機構省令第 1 条、第 1 条の 3、別紙様式第 2、別紙様式第 3 関係)

イ 「独立行政法人会計基準」の改訂等に伴う改正

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂により、独立行政法人の財務諸表が見直されたことにより、独立行政法人が作成しなければならない書類として「行政コスト計算書」及び「純資産変動計算書」を追加、「行政サービス実施コスト計算書」を廃止。また、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」を踏まえ、事業報告書の記載事項を見直すもの。(機構省令第 15 条及び第 16 条の 2 関係)

ウ 郵便局ネットワーク支援業務に必要な財務諸表における科目の追加  
改正法において機構に郵便局ネットワーク支援業務が追加されたところ、同業務に係る損益計算書における経常収益の一部科目として「拠出金収入」を、経常費用の一部科目として「交付金」をそれぞれ追加するもの（別紙様式第2の第4関係）

エ その他の改正

ア～ウ以外の所要の形式修正を行うもの。

## (2) 総務省組織規則の一部改正（第2条関係）

総務省組織規則における郵政行政部企画課検査監理室の所掌に係る規定において引用されている機構の名称及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（以下「機構法」という。）の題名を改正するもの。

## (3) 公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令の一部改正（第3条関係）

ア 機構の名称及び機構法の題名の改正

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律102号。以下「整備法」という。）附則第5条第1項又は附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法（昭和22年法律第144号）に規定する整備法の施行の際現に存する郵便貯金及び旧簡易生命保険法（昭和24年法律第68号）に規定する整備法の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約、並びに整備法附則第6条第1項又は附則第18条第1項の規定によりなお効力を有するものとされる旧郵便貯金法第69条又は旧簡易生命保険法第88条に規定する地方公共団体に対する貸付けに関し、公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令附則第4条又は附則第9条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法施行規則（平成15年総務省令第8号）及び旧簡易生命保険法施行規則（平成15年総務省令第15号）において引用されている機構の名称及び機構法の題名を改正するもの。

（参考）

- 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年102号）抄  
（\*部分については改正法において新名称に改正済（平成31年4月1日施行予定））

（郵便貯金法の廃止に伴う経過措置）

第四条・第五条（略）

第六条 この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十九条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額（第九十条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（以下「旧財政融資資金長期運用特別措置法」という。）第五条において準用する旧財政融資資金長期運用特別措置法第二条第一項に規定する長期運用予定額をいう。以下同じ。）として国会の議決を経たもの（旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金に係るものに限る。）についてのこの法律の施行後における地方公共団体に対する貸付けについては、旧郵便貯金法第六十九条及び第七十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧郵便貯金法第六十九条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」（\*）とする。

2（略）

（簡易生命保険法の廃止に伴う経過措置）

第十六条 この法律の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約については、旧簡易生命保険法（第一条、第三条、第六十五条、第八十八条、第一百一条、第一百四条、第一百五條及び第一百七條を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧簡易生命保険法の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」(\*)とする。

2～4 （略）

イ その他の改正

ア以外の所要の形式修正を行うもの

#### (4) 施行期日等（附則関係）

この省令の施行期日は平成31年4月1日とする。

また、第1条の改正に係る所要の経過措置を定めることとする。

以上